

児童相談所設置市の事務の一覧及びその事務事業の概要と所管

【児童相談所を設置する市について（抜粋）】児童相談所を設置する市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置認可、里親の認定、要保護児童の保護措置及び児童福祉法の適用がある少年について強制措置を必要とするときの家庭裁判所送致等の実施等を一貫して行うことが必要であり、児童相談所設置市の事務の範囲は指定都市が行うとしている事務と同様のものである。

	事務名称	概要	所管部署
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	児童、妊産婦・知的障害者の福祉に関する事項等を審議調査する児童福祉審議会の設置・運営を行う。	子ども家庭部管理課 児童相談所 保育課
2	里親に関する事務	里親の認定。里親の普及啓発、情報提供、研修。養育里親の名簿の作成。里親の選定及び里親と児童間の調整。里親への指示、報告聴取等を行う。	児童相談所
3	児童委員に関する事務	児童委員に対し、指揮監督、研修を実施する。	保健福祉部管理課
4	指定療育機関に関する事務	結核り患児童の医療に係る療育の給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定等を行う。	杉並保健所保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病にり患している児童の保護者への医療費の支給、医療機関の指定等を行う。小児慢性特定疾病審査会の設置・運営を行う。	杉並保健所保健サービス課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費のほか、障害児施設医療費の支給を行う。	障害者施策課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	子ども家庭部管理課 児童相談所
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉法第7条に規定する助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、乳児院等児童福祉施設の設置認可等を行う。	子ども家庭部管理課 児童相談所 児童青少年課 保育課

			障害者施策課 杉並福祉事務所
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設に対する指導監督（報告の徴収、立入調査、設置届出の受理等）等を行う。	保育課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	子ども家庭部管理課 児童相談所
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	障害者施策課
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出に関すること、同事業に係る検査等を行う。	地域子育て支援課 保育課
13	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成等を行う。	児童相談所 障害者施策課
14	療育手帳に係る判定事務	知的障害児・者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、18歳未満の知的障害と判定された者に対して手帳の交付を行う。	児童相談所 障害者施策課
15	民間あっせん機関による養子縁組の許可に関する事務	養子縁組のあっせんを行う民間の機関についての許可、養子縁組のあっせんに係る相談支援等を行う。	児童相談所
16	情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表	指定障害児通所支援事業者等が指定通所支援等の提供を開始する場合に行われる報告に関する調査等を行う。	障害者施策課

1～12・16 児童福祉法 13 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 14 東京都愛の手帳交付要綱 15 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律